



募集は終了しています

「さいたま市自治基本条例検討委員会」 委員を募集しています

“自治基本条例”を つくりませんか？

自治基本条例※の検討やPR活動等を行う検討委員会委員の募集を以下のとおり行っています。
会議開催数も多くなることが予想されますが、本市の発展のため、力を注いでいただける方の応募をお待ちしています。

※ 自治基本条例とは、「市民自治の確立～市民が主役の、しあわせを実感できるさいたま市づくり～」を目的とし、自治の基本理念や市政運営の基本的事項などを定めた、本市の最高規範となる重要な条例です。現在、条例制定に向けた基本方針を、市ホームページや各区1階情報公開コーナーで公表していますので、ご覧ください。

◆任 期 平成22年4月から平成23年6月頃まで

◆応募要件 次のすべてを満たす方

- (1) 20歳以上（平成22年4月1日現在）で、市内在住の方
- (2) 主に平日夜間・休日に開催される会議（月2～4回程度）に出席できる方
- (3) 本市の職員、行政委員会の委員、議員以外の方
- (4) 本市の他の4つ以上の審議会などの委員でない方

◆募集人数 12名程度（その他学識者等を含め、全体で20名程度を予定。）

◆応募方法 ホームページ（<http://www.city.saitama.jp/index.html>）からダウンロードした応募用紙又は任意のA4縦長用紙に、住所、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号を記入し、作文（テーマ「わたしの考える『市民が主役のまちづくり』とは」（800字程度））を添付して、直接、郵送、FAX又はEメールで、2月26日（金）（郵送の場合は消印有効）までに、さいたま市企画調整課へ。

◆選考方法 書類審査の上、面接（3月を予定）

◆個人情報 応募の際に記載いただく個人情報は、当該公募に関する目的の範囲内で使用します。

【問合せ先】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市政策局 政策企画部 企画調整課
TEL 048-829-1034
FAX 048-829-1985
Eメール kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp